

食料安全保障と両立できない T P P 交渉への参加反対を求める意見書

世界的な貿易自由化の流れの中、政府は環太平洋戦略的経済連携協定（ T P P ）参加に向け検討している。

T P P は、関税撤廃の例外措置を認めない完全な貿易自由化を目指した交渉である。

工業製品の輸出拡大や資源の安全確保を否定するものではないが、例外を認めない T P P が締結されれば、海外から安価な農産物輸入が急激に増えて我が国の農業は壊滅的な打撃を受け、安全・安心な国内農産物の多くが国内市場から消滅することになる。

農家所得が補償されても、輸入は増大し、国内生産は崩壊していく。関連産業は廃業し、地方の雇用が失われる。これでは、国民の圧倒的多数が望む食料自給率の向上は到底不可能である。

今、求められることは、食糧をさらに外国に依存する政策とは決別し、40%程度に過ぎない日本の食料自給率を向上させることが大事である。

よって、国においては、我が国の食料安全保障と両立できない T P P 交渉への参加は行わず、食料自給率を高める政策を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 12 月 16 日

福井県あわら市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣

あて

米の需給・価格安定と万全な所得補償の実現及び免税軽油制度の
継続を求める意見書

農業者の間では、かつてない米価下落と先行きがみえないことに対し、大きな不安が高まっており、営農意欲の減退が懸念されている。

22年産米の過剰作付けは4万ヘクタールを超え、作況指数は98になっても今年産だけで19万トンの過剰が発生する見通しとなっている。21年産米の持ち越し在庫を含めると50万～60万トンのもの需給ギャップが生じかねない状況である。

現下の需給状況を放置すれば、22年産米の価格下落と今後数年にわたる低米価の定着化や、23年産米の生産数量目標の削減などにより、国の需給調整と米戸別所得補償制度に参加した農家ほど営農の不安や制度への不信を抱きかねない。

よって、国においては、緊急的な需給調整対策を早急を実施し、生産者が安心して経営を展望できるよう、次の措置を講ずるよう、強く要望する。

記

- 1 22年産米の適正な需給・価格環境を整備し、米価が大幅に下落する事態を招かないようにすること。
- 2 需給状況を改善するため、現下の過剰米を主食用市場から隔離することを柱とする政府による緊急的な需給調整対策を早期に決定し、市場へアナウンスすること。
- 3 政府棚上げ備蓄（主食用米の買入れ及び非主食用処理）は、現下の需給ギャップ数量を踏まえ、22年産米から前倒しし、早期に実施すること。
- 4 農業経営への負担を避けるため、今後とも、免税軽油の制度を継続していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月16日

福井県あわら市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣

）あて